

# 鳥取縣公報

第四拾貳號  
昭和四年八月廿三日

金曜日

## 縣令

◇鳥取縣令第五十七號  
 大正三年五月鳥取縣令第十八號鳥取縣優良牛馬補助規程並昭和二年三月鳥取縣令第二十二號肉牛獎勵規程  
 ハ昭和四年八月二十三日鳥取縣告示第二百三號優良牛馬獎勵規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス  
 大正三年五月鳥取縣令第十八號鳥取縣優良牛馬補助規程ニ依リ補助金ヲ受ケタル牛馬ハ從前ノ規程ニ依  
 ル  
 昭和四年八月二十三日  
 鳥取縣知事 久保豊四郎

## 告示

◇鳥取縣告示第二百二號  
 鳥取縣八頭郡畜産組合副長任期滿了ニ付八頭郡國中村大字土師百井三木義孝ヲ組合副長ニ選任ノ件認  
 可セリ  
 昭和四年八月二十三日  
 鳥取縣知事 久保豊四郎

00512

鳥取縣告示第二百三號  
優良牛馬獎勵規程左ノ通之ヲ定ム

昭和四年八月二十三日

優良牛馬獎勵規程

鳥取縣知事 久保豊 四郎

- 第一條 牛馬ノ改良増殖ヲ圖ル爲本則ニ依リ知事ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ヲ受クヘキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス
  - 一、蕃殖用牛馬、乳牛及肉牛ヲ飼養スル町村農會及畜産ニ關スル實行組合
  - 二、蕃殖ノ目的ヲ以テ生後六ヶ月以上二十四ヶ月未滿ノ優良牛馬ヲ飼養スル者
- 第三條 獎勵金ノ交付ヲ受クヘキ者ハ本縣内ニ住所ヲ有スルモノナルコトヲ要ス
- 第四條 獎勵金ノ交付額ハ検査ノ上之ヲ定ム
- 第五條 前項ノ検査期日及場所ハ豫メ之ヲ告示ス
- 第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル牛馬ノ所有者ハ指定シタル期日迄ニ第一號様式ニ依ル申請書ヲ知事ニ差出スヘシ
- 第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル農會又ハ組合ハ毎年三月三十一日迄ニ第四號様式ニ依ル申請書ニ豫算書並事業計劃書ヲ添附シテ知事ニ申請シ獎勵金交付ノ承認ヲ受クヘシ
- 第八條 前項ノ承認ヲ受ケタルトキハ十二月三十一日迄ニ購入ヲ了シ遲滞ナク所屬畜産組合長ノ證明書ヲ添附シ第五號様式ニ依ル申請書ヲ知事ニ差出スヘシ
- 第九條 第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク第二號様式ニ依ル請書ヲ知事ニ差出スヘシ
- 第十條 第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ牛馬ヲ左ノ期間中第二條第一號ニ該當スル者ハ其ノ區域外ニ同條第二號ニ該當スルモノハ縣外ニ賣却貸付交換贈與又ハ預託スルコトヲ得ス 但シ國ノ購

00513

買ニ應スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ期間ハ指令ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

蕃殖用牛	滿二ケ年
蕃殖用馬	滿三ケ年
乳用牛	滿三ケ年
肉用牛	滿三ケ月 (牡犢ハ八ケ月)

獎勵金ノ交付ヲ受ケタル第二條第二號ニ該當スル牛馬ヲ縣内ニ於テ賣却セムトスル者ハ第三號様式ニ依リ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 知事ハ獎勵金ヲ交付シタル者ニ對シ必要ト認ムル事項ヲ命令シ又ハ隨時吏員ヲ派遣シテ其ノ牛馬ヲ検査シ農會又ハ組合ノ業務狀況ヲ調査スルコトアルヘシ

前項ノ調査ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル牛馬ニシテ疾病其ノ他ノ原因ニ依リ蕃殖能力ヲ失ヒ若ハ体格不良ト爲リ改良ノ目的ヲ達スルコト不可能ナルコトヲ認メタルトキハ本規程ニ依ル義務ヲ免除スルコトアルヘシ

第十條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル牛馬斃死シタルトキハ届書ニ獸醫師ノ診斷書又ハ檢案書ヲ添附シ十日以内ニ知事ニ差出スヘシ

第十一條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル農會又ハ組合ハ第七條ノ義務期間中毎年四月三十日迄ニ前年度ノ事業成績ヲ知事ニ報告スヘシ

第十二條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者本規程第七條ノ義務ヲ終了シタルトキハ種畜ニ在リテハ蕃殖成績並仔畜成績ヲ遲滞ナク知事ニ報告スヘシ

第十三條 本規程ニ違反シ又ハ本規程ニ依リ發スル命令ニ違背スルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

第十四條 本規程ニ依リ提出スヘキ書類ハ所屬畜産組合ヲ經由スヘシ

附 則

本規程ハ告示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條第二項ニ依ル申請ノ期日ハ昭和四年度ニ限り昭和四年九月三十日迄トス

第一號様式

優良牛馬獎勵金下付願

縣

市郡 町大字 番地  
所有者 氏 名

一、牛馬ノ別  
一、種類  
一、名號  
一、性  
一、年  
一、毛色  
一、體高  
一、產地  
一、特徵

縣 市郡 村町大字 氏名

年 月 日生

一、血統  
一、經歷  
一、母父  
一、經歷  
一、母父

右

昭和四年八月告示第二百三號優良牛馬獎勵規程ニ依リ獎勵金御交付相成度此段相願候也

知事宛 年 月 日 氏名

第二號様式

請書

昭和 年 月 日付鳥取縣受付第 號ヲ以テ獎勵金交付ノ御指令相成候ニ就テハ

昭和四年八月鳥取縣告示第二百三號優良牛馬獎勵規程ヲ遵守可致萬一規程ニ違背仕候節ハ相當御處分相成候トモ異議申問敷仍テ請書差出候也

縣

市郡 町大字 番地  
所有者 氏 名  
組合長又ハ町村農會長 氏 名  
何々郡畜産組合長 氏 名

第三號様式

獎勵牛(馬)賣買願

知事宛

一、牛 (馬)  
 一、種 類  
 一、性 色  
 一、毛 色  
 一、名 號  
 一、生 年 月 日 年 月 日生  
 一、特 徵  
 一、獎勵金ノ交付ノ指令年月日 年 月 日  
 一、獎勵金交付ノ指令番號 鳥取縣受付第 號  
 一、義務 期間 自 昭 和 年 月 日 至 昭 和 年 月 日  
 右獎勵牛(馬)賣買致度ニ付賣主ニ於テ負擔スヘキ義務ハ總テ買主ニ於テ繼承可仕候條御認可相成度此段及申請候也

縣 市郡 縣 市郡  
 市郡 賣主 市郡 賣主  
 市郡 買主 市郡 買主  
 何々郡 畜産組合長 氏 氏 氏 氏  
 村 町 大字 村 町 大字  
 番地 番地  
 名 名 名 名  
 氏 氏 氏 氏

知事宛

第四號様式

優良牛馬獎勵金下付願

縣 市郡 村町 大字

何々 組 合 (農 會)

本組合(種畜改良)ノ爲メ別記計劃書ノ通り事業施行致度ニ付昭和四年八月二十三日鳥取縣告示第 二百三號優良牛馬獎勵規程ニ依リ獎勵金御交付相成度此段相願候

年 月 日

何々 組 合 (農 會) 長 氏  
畜 産 組 合 長 氏

知事宛

第五號様式

獎勵金交付申請書

昭和 年 月 日附農第 號ヲ以テ優良牛馬獎勵金交付ノ義承認相成候處左記ノ通

リ購入ヲ了シ候ニ付獎勵金御交付相成度別紙畜産組合長證明書相添此段相願候也

年 月 日

住 所

代 表 者 氏

名 氏

知事宛

記

名稱	種類	年月日	產地	毛色及特徵	體高	胸圍	管圍	見積体量	血統	購入年月日	購入價格	購入地	賣渡人住所氏名	飼養者住所氏名

昭和四年八月廿三日印刷  
昭和四年八月廿三日發行

(定價小口一枚參厘四毛)

發行者 鳥取縣鳥取市東町縣  
印刷者 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
松江刑務所鳥取支所